

合併浄化槽への転換に補助金を交付します

環境課 ☎34-5558

居住用家屋で、し尿くみ取り便槽や単独処理浄化槽から環境配慮型浄化槽に転換設置する人に補助金を交付します。まずは相談ください。

補助対象区域

下水道事業計画区域、農業集落排水事業区域を除く市内全域

申請方法

申請書(HP)と必要書類を提出ください。

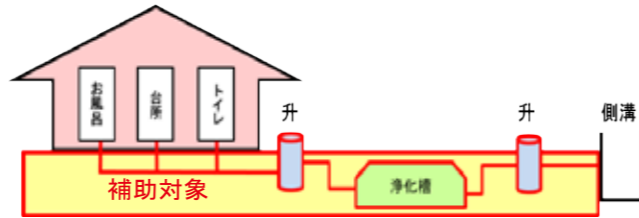
* 工事を着手する前に手続きください。



ホームページ

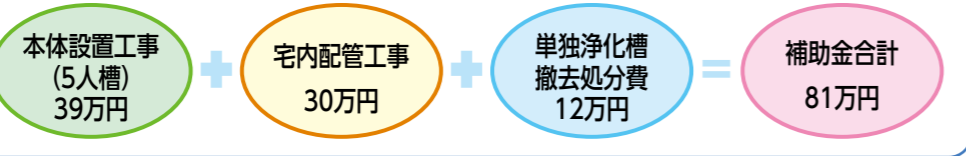
補助金額

補助対象	補助上限額
本体設置工事	5人槽 390,000円
	7人槽 474,000円
	10人槽 660,000円
単独処理浄化槽撤去費	120,000円
くみ取り便槽撤去費	90,000円
宅内配管工事	300,000円



上図のほか、単独処理浄化槽、くみ取り便槽の撤去処分費が補助対象です。

単独浄化槽から合併浄化槽へ転換設置したときの補助額イメージ



補助対象にならない人

- 住宅の新築、移転または増改築で浄化槽の設置が義務付けられる人
- 事業所など専用住宅以外の用途に転換設置する人
- 別宅など通年居住しない住宅で転換設置を行う人 など

単独処理浄化槽やくみ取り便槽では、台所などの生活排水が未処理のままに流されて、河川の水質汚濁や近所の排水路の悪臭の原因となり、生活環境が悪化します。生活雑排水も浄化できる合併処理浄化槽への付け替えをしましょう。

新型コロナウイルスワクチン接種

令和5年春開始接種は8月までです

三条市新型コロナウイルスワクチン接種
コールセンター ☎33-8780

高齢者などを対象に5月から実施していましたが、8月で終了します。接種を希望する人は早めに予約ください。接種は無料です。



詳しくはこちら

9月から、初回接種を完了した5歳以上のすべてを対象(予定)に令和5年秋開始接種を行います。新しい株(オミクロン株XBB.1系統)の成分を含む1価ワクチンを接種します。

詳細が決まりましたら、本紙、ホームページなどでお知らせします。



ホームページ



住宅の補助金などのお知らせ

建築課 ☎34-5727



詳しくはこちら

- ① 木造住宅耐震診断・改修費補助**
対象住宅：昭和56年5月31日以前に建てられた、地上3階建て以下の一戸建て木造住宅
申込期限：10月31日(火)
- 無料耐震診断**
対象：65歳以上のみか、居宅要介護被保険者、居宅要支援被保険者、身体障害者手帳を持つ人、療育手帳を持つ人が住む住宅
- 耐震診断補助**
対象：無料耐震診断の対象以外の住宅

- 耐震改修費補助**
対象：耐震診断の結果、上部構造評点が1・0未満と診断された木造住宅を1・0以上に耐震改修を行う工事
補助額：耐震改修工事費の2分の1(上限120万円)
工事完了期限：令和6年1月31日(水)
- ② 命綱固定アンカー設置補助金**
雪下ろし時の転落を防ぐ命綱固定アンカーの設置工事費を補助します。
対象：市内在住の全ての世帯
対象住宅：住んでいるか所有する一戸建て住宅と附属建物
補助額：設置工事費の2分の1(上限1棟あたり10万円)
工事完了期限：11月30日(木)
- ③ すまい快適断熱リフォーム補助金**
対象住宅：市内の一戸建て住宅
対象工事：断熱材設置工事、

- 補助額：診断経費から1万円を差し引いた金額(上限8万5千円)
- 奨学金奨学生の追加募集**
教育総務課 ☎45-1111
修学が困難な人を支援します。
申込方法：必要書類を教育総務課、市民窓口課、下田サービスセンターのいずれかに提出ください。
申込期限：9月15日(金)
- 大学、短期大学、専修学校貸与額**：年額54万円以内
募集人数：8人
- 高等学校、高等専門学校など給付額**：年額6万円



詳しくはこちら

ろうそくの火災予防対策

消防本部 ☎34-1161

- 仏壇のろうそくやキャンドルの炎で火災が発生する恐れがあります。
- ろうそくの近くに燃えやすいものを置かない。
- 火を付けたらその場から離れない。
- 風や振動で倒れないよう窓の開放に注意する。
- 燃え残りのろうそくは必ず取り除く。
- ろうそく立てのサイズに合ったろうそくを選ぶ。
- 外出する時や寝る時は必ず火を消す。
- 仏壇にお供え物を上げる時は火を付けない。

空き家や空き地を適正に管理しましょう

環境課 ☎34-5574

この時期は雑草や樹木が繁茂し、放置すると隣りの家や道路に越境したり、害虫の発



今月の税金・料金

納期限：8月31日(木)

生やごみの不法投棄を誘発したりする恐れがあります。空き家や空き地の所有者は定期的に現地を確認し、除草するなど適正に管理しましょう。

- 市県民税(普通徴収)：第2期 国民健康保険税：第2期 後期高齢者医療保険料：第2期 介護保険料：第5期 保育料・副食費(公立)：8月分 市営・県営住宅使用料(駐車料)：8月分 水道料金・下水道使用料：8月分
- 夜間納税相談**
とき：毎週火曜日 午後5時30分～7時(祝日を除く)